宇部市桃山中学校地下埋設 高圧ケーブル切断事故調査委員会 答申書

令和5年3月13日

宇部市桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故調査委員会

目次

第	1	はじめに	. 2
	1	宇部市桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故調査委員会	. 3
	(1)設置根拠	. 3
	(2	2) 委員の構成	. 3
	2	委員会の活動状況	. 3
第	2	調査の方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1	方針	. 4
	(1)宇部市情報公開条例の視点から調査	. 4
	(2	と)宇部市危機管理指針の視点から調査	. 4
	2	調査対象	. 6
第	3	事故の概要と処理の経過	. 7
	1	事故の概要	. 7
	2	事故発生日から調停までの主な経過と市の対応	. 7
	3	調停の概要	10
第	4	市の公表内容と背景	12
	1	市の公表内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	2	公表に関連する背景	12
第	5	公表時期、内容、方法について検討	15
	1	公表の方法	15
	2	時期ごとの検討	15
	(1) 事故発生時から流出した絶縁油の影響がないと判明した時期	15
	(2)宇部市及び宇部興産で、主として事故の	
		原因究明や復旧工事について協議していた時期	17
	(3)宇部市及び宇部興産で、主として宇部興産からの損害賠償請求	
		(復旧費用の負担要求)について協議していた時期.	18
	3	小括	20
	(1)宇部市情報公開条例の視点	20
	(2	2) 宇部市危機管理指針の視点	21
第	6	結論	23
笙	7	再発防止のために~宇部市への提言~	25

第1 はじめに

平成29年6月29日、宇部市立桃山中学校体育館の建替工事において、地下に埋設された同市の化学メーカー・宇部興産株式会社(現在のUBE株式会社をいう。以下「宇部興産」という。)の高圧ケーブルを誤って切断する事故が発生した。この事故により生じた宇部興産の損害について、令和4年7月に市は同社との調停が成立し、解決金約2億7000万円を支払った。

市は、令和4年6月市議会定例会において調停に係る議案を提出するまでの約5年間、「学校の運営や市民に影響がなかったため」として事故を公表しなかった。これに対して一部の議員から、情報公開が不十分であったと指摘する声が上がった。これを受け、篠﨑圭二市長は、当時事故を公表しなかった前執行部の対応を疑問視し、第三者機関の設置も含めて検証する方針を明らかにした。

令和4年11月、市は、宇部市桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、当該事故に関する公表の時期、内容、方法等について調査審議する事務について、当該委員会に諮問した。これを受け、次のとおり調査審議したので、報告する。

なお、報告のおおまかな点は以下のとおりである。

- ・本件事故にかかる情報の公表に関して、事故の背景に複雑困難な事情があったために調停の成立まで5年余を要したとはいえ、市の対応は不十分のそしりを免れない。事案の性質を十分斟酌した上で、事故関係者への説明と合意を経て、段階を追って適時に市民へ事故の情報を公表すべきであった。
- ・情報の公表は宇部市情報公開条例の趣旨にのっとり、原則公開の方向で、かつ、市の判断で開示請求を待たず行われるべきものである。
- ・本件事故のような事案においては、第一報を緊急に公表するほか、およそ1週間を目途として概要を発表することが望ましい。ただし、事案の性質とともに、時を経て明らかになった事情によって解決まで時間を要すると思われるときには、適切に段階を区切って、その時点までの状況を公表することが望ましいが、本件事故においては公表そのものに積極的であったとは言い難い(→答申20頁から21頁参照)。
- ・損害賠償問題(事故の責任及び責任割合並びに損害の範囲及び損害額)について、双方の主張がはっきりした段階で、本件事故の概略と協議の状況について公表すべきであったと思料する。
- ・またその際、事故に関わり合いを持つ人々を具体的に想定していくつかのグループに分け、それぞれに最もふさわしい方法で情報提供すべきであった。 特に、事故発生から仮復旧くらいまでの間、市民の関心も相応に高いと思わ

れる期間において機能すべき「危機管理指針」には、詳細かつ具体的に適用が容易なマニュアルの整備を含めた見直しが必要である。

・同様に、具体的な解決方法を模索する段階においても、解決に向けた協議について中間的なまとめや今後の見通し等を公表する手続について、担当者の 異動あるいは事態の性質を異とする場合にも応用可能な何らかの方策も必要である(→答申23頁参照)。

1 宇部市桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故調査委員会

(1)設置根拠

委員会は、宇部市桃山中学校地下埋設高圧ケーブル切断事故調査委員会設置要綱に基づき、宇部市長の諮問機関として設置された。

(2)委員の構成

	委 員	区 分	所属団体
立山	紘毅 (委員長)	大学教授	山口大学
鶴	義勝(副委員長)	弁護士	山口県弁護士会
大野	悠介	大学准教授	下関市立大学

2 委員会の活動状況

実施年月日	委員会の会議	内容
令和4年12月12日	第1回会議	(1)資料配布について (2)概要説明について
令和5年 1月13日	第2回会議	答申書について
令和5年 2月 3日	第3回会議	(1)答申書について (2)ヒアリングの実施について
令和5年 2月20日	第4回会議	(1)関係者 2 名のヒアリング (2)答申書について
令和5年 3月 6日	第5回会議	答申書について

第2 調査の方針等

1 方針

(1) 宇部市情報公開条例の視点から調査

宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号)の前文では、『市民の「知る権利」を具現化するため、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を積極的に果たすことにより、市民と市の情報の共有化を図っていく必要がある。』と規定されている。

また、同条例第22条では、「実施機関は、公文書の公開のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市政に関する情報を市民が容易に得られるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」という努力義務が規定されている。

当該事故の公表が本条例の趣旨に沿って行われたものであったかという視点に立って調査を行う。

(2) 宇部市危機管理指針の視点から調査

市で危機が発生するおそれがある場合、又は危機が発生した場合において、危機の発生を抑止し、又はその被害、損失を最小限に止めるための体制を計画的に整備するとともに、危機管理における事前対策、応急対策及び事後対策についての基本的事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、円滑な市政の運営を確保することを目的に、市は、平成19年10月、宇部市危機管理指針(以下「指針」という。)を作成している。

当該事故が本指針の対象となる危機事象に該当すると考えられるため、次の視点に立って調査を行う。

① 本指針に沿った対応がとれていたか

く指針の広報に係る部分(P.12)から抜粋>

第4 広報活動

- (1) 市民等の心理的動揺や不安感により生ずる混乱を防止する とともに、市民等自らが、状況に応じた適切な行動をとること により被害をできる限り軽減するため、適切、迅速な広報活動 を行う。
- (2) 利用可能な様々な広報手段を活用し、情報の空白期間が生じないよう、定期的な広報に努める。
- (3) 高齢者、障害者、外国人などの要配慮者へ対する情報伝達に 配慮するものとし、平常時から、そのための情報伝達体制の整 備に努める。

< 指針の資料5緊急記者会見のポイントから抜粋>

- 1 会見のセット
- (1) タイミング
 - ア 公表すべき内容が整うことを目安とする。
 - イただし、現状の説明だけで会見を行うべき場合もある。
 - ウ 記事の締め切りやテレビ、ラジオの放送時間について十分 配慮する。
 - エ 危機事象が長引く場合、定期的な会見の実施を検討する。

② 本指針の規定内容に問題がなかったか

なお、本指針の構造として、各部局は、主管する想定危機事象に備え、 平時から、想定危機事象ごとの個別対応マニュアルを整備することとなっ ており、危機事象発生時の初動措置などを当該個別マニュアルに委ねる形 になっている。当時の指針には下記の30の主管部局別想定危機事象が掲 載され、それぞれに個別マニュアルが作成されていたようだが、本件事故 に対応する個別マニュアルの存否を確認したところ、営繕課が作成した 「工事施工中の事故対応マニュアル」が確認されたため、①②について合 わせて調査を行う。

<工事施工中の事故対応マニュアル(営繕課)から抜粋>

- I 応急対策
- 1 現場対応
- (2) 広報活動

事故現場周辺住民への広報活動及び報道機関の対応は、必要に応じ適宜行う。

【主管部局別想定危機事象】

No.	想定危機事象	主管部局
1	市長など要人への危害	総務管理部
2	不発弾の処理	秘伤目生的
3	代替バスの事故、事件	総合政策部
4	情報通信ネットワーク事故	松石以東部
5	多数の市民が被災した海外の事故、事件	広報・シティセールス部
6	有害物質の漏洩による環境汚染、健康被害	
7	大量の廃棄物の不法投棄	市民環境部
8	衛生動物、害虫による被害	
9	毒劇物の漏洩	
10	感染症の発生(SARS、高病原性鳥インフルエ	健康福祉部
	ンザ等)による被害	(是)永田仙司)

11	休日、夜間救急診療所での医療事故	
12	保健事業、予防接種業務における医療事故	
13	家畜伝染病(BSE、高病原性鳥インフルエンザ	
	等)による被害	
14	有害鳥獣による被害	産業振興部
15	農林水産物に重大な被害を及ぼす事案	<u></u> 生未派 與 司
16	卸売市場における危険食品等の流通	
17	空港施設での事故、事件	
18	道路、橋梁、河川などの事故	土木建築部
19	港湾施設での事故、事件	上个建築部
20	児童、生徒、教職員に対する危害事案	教育委員会
21	学校給食による集団食中毒、異物混入	教 月安貝云
22	水道水の汚染事故	
23	大規模な断水、漏水	上下水道局
24	異常渇水	工厂水坦问
25	下水道関連施設での事故	
26	市営バス事故、事件	交通局
27	個人情報及び業務情報の漏洩、紛失	
28	市主催、関連イベント中の事故、事件	夕 如 共活
29	職員による不祥事、事故 各部共通	
30	その他の事案	

2 調査対象

次の書類等を基にした調査審議を基本とし、必要に応じ関係者から聴き取りを行った。

- ○宇部市情報公開条例
- ○宇部市危機管理指針
- ○個別マニュアル「工事施工中の事故対応マニュアル (営繕課)」
- ○教育委員会から提出された書類及び参考書類

第3 事故の概要と処理の経過

1 事故の概要

宇部興産は、昭和48年11月頃から、宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議の上、宇部市立桃山中学校(以下「桃山中学校」という。)敷地内に、コンクリート製トラフ(注1)で覆われた高圧ケーブルを地下約1.2mに埋設する計画を進め、昭和53年頃、宇部興産12号線の一部として、桃山中学校敷地内に本件埋設ケーブルを設置し、以後、教育委員会から使用許可を繰り返し受けてきた。

教育委員会は、桃山中学校の体育館の移設を計画し、都市整備部営繕課にその実施を依頼した。なお、その際、教育委員会は、都市整備部営繕課に対し、桃山中学校敷地内に高圧ケーブルが埋設されていることを伝えなかった。市は、都市整備部営繕課が担当して、平成28年8月12日、利害関係人Aとの間で、桃山中学校屋内運動場改築実施設計業務委託契約を締結し、平成29年5月23日、利害関係人Aが作成した設計図に基づいて体育館を建築すべく、利害関係人Bとの間で、桃山中学校屋内運動場改築(柱状改良)工事請負契約を締結した。

その後、市は、平成29年6月5日、利害関係人Aとの間で、桃山中学校 屋内運動場改築工事監理業務委託契約を締結した。

利害関係人Bは、平成29年6月19日、一次下請をC、二次下請をDとして、同年7月頃から柱状改良工事を実施する施工計画を立て、同工事を行うに当たり、支持層の深さを確認するため、バックホウによる試掘を行うこととした。

そして、利害関係人Bは、平成29年6月29日、利害関係人Aの監理の下、利害関係人Bの従業員2名、Cの作業員1名、Dの作業員3名により、午前8時30分頃から試掘を開始した。午後3時頃、Dの作業員3名のみで試掘を行ったところ、現状地盤面から深さ約1.3mの位置で、保護トラフを破損し、埋設ケーブルを切断する本件事故が発生した。

※(注1)ケーブルを保護するため、コンクリート製U字溝を伏せた形のもの

2 事故発生日から調停までの主な経過と市の対応

項番	日時	項目	特記事項
1	平成 29 年 6 月	・事故発生	
	29 日	・営繕課、受注者、宇部	
		興産現場確認	
2	平成 29 年 6 月	• 営繕課、施設課、宇部	事故の影響範囲の確認
	30 日	興産現場確認	

		•防災危機管理課、広報•	
		シティセールス課に	
		報告	
3	平成 29 年 7 月	・営繕課、施設課、宇部	宇部興産から540L
	4 日	興産協議	程度の絶縁油が流出し
			た旨の報告
4	平成 29 年 7 月	・環境部に報告、相談	事故に伴う高圧線内の
	5 日		絶縁油の流出について
			の報告、相談
5	平成 29 年 7 月	・ 市顧問弁護士に相談	事故への法的な対応に
	6 日	• 教育委員会、宇部興産	ついて市顧問弁護士に
		が協議	相談
6	平成 29 年 7 月	・山口県宇部健康福祉セ	・漏洩した絶縁油の対応
	7 日	ンターと協議	について協議
		• 営繕課、施設課、宇部	・ケーブル埋設位置の確
		興産協議	認
7	平成 29 年 7 月	・営繕課、施設課、宇部	ケーブル埋設位置の確
	12 日	興産協議	認
8	平成 29 年 7 月	・営繕課、施設課、受注	埋設ケーブルの試掘を
	13 日	者、宇部興産立会	開始
9	平成 29 年 7 月	• 営繕課、施設課、環境	絶縁油に関する事故発
	14 日	政策課、山口県宇部健	生時の状況、現状、土壌
		康福祉センター、宇部	汚染対策状況の確認
		興産現地確認	
10	平成 29 年 7 月	・営繕課、施設課、宇部	宇部興産から復旧費用、
	21 日	興産協議	その他別途事業損失に
			ついて市で負担してほ
			しい旨の通知
11	平成 29 年 7 月	・ 市顧問弁護士に相談	宇部興産から通知のあ
	27 日		った復旧費等負担に対
			し、今後の対応について
			相談
12	平成 29 年 8 月	• 施設課、宇部興産協議	ケーブルの復旧方法に
	4 日		ついて協議
13	平成 29 年 8 月	• 営繕課、施設課、宇部	ケーブルの新設ルート
	9 日	興産協議	について協議
14	平成 29 年 8 月	・山口県宇部健康福祉セ	流出した絶縁油の処理
	10 日	ンターに「事故対策報	の完了について報告

		告書」提出	
15	平成 29 年 10 月	・教育委員会、宇部興産	ケーブル埋設及び復旧
	13 日	協議	費負担に関する協議
16	平成 29 年 11 月	• 教育委員会、宇部興産	ケーブル埋設許可に関
	22 日	協議	する協議
17	平成 30 年 1 月	· 教育委員会、宇部興産	ケーブル埋設許可に関
	24 日	協議	する事実確認

これ以降、調停申立書が届く(令和元年11月1日)まで双方が第三者(弁護士)を代理人として、責任割合及び損害額について協議をしたものの、平行線であった。

i i		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
18	令和元年6月24	• 市長協議	宇部興産への賠償及び
	日		議会、市民への説明につ
			いて
19	令和元年9月18	• 市長協議	調停移行に向けた今後
	日		の対応について協議
20	令和元年 11 月	・山口地方裁判所から損	
	1 日	害賠償に係る調停申	
		立書が届く	
21	令和元年 11 月	・ 市議会正副議長へ報告	調停申立書についての
	28 日		報告
22	令和元年 12 月	· 市議会文教民生委員会	調停申立書についての
	12 日	の委員へ報告	報告
23	令和3年7月9	・山口地方裁判所から損	責任割合について
	日	害賠償に係る調停委	
		員会意見が出される	
24	令和3年8月6	・調停委員会意見に対す	「調停委員会意見のと
	日	る回答	おりの進行を希望する」
			で回答
25	令和4年2月25	・調停委員会意見が出さ	損害額の確定について
	日	れる	
26	令和4年3月8	• 教育委員会、市顧問弁	調停委員会意見につい
	日	護士協議	て協議
27	令和4年5月24	・ 市議会定例会への議案	調停を成立させること
	日	提出に関する市長決	について
		裁	
28	令和4年6月10	・ 市議会定例会へ議案提	調停を成立させること

	日	出	について
29	令和4年6月28	・議案が議決される	調停を成立させること
	日		について
30	令和4年7月14	・山口地方裁判所におい	
	日	て調停が成立	
31	令和4年7月20	・山口地方裁判所から調	
	日	停調書 (成立) が届く	

3 調停の概要

令和元年10月7日付けで、宇部興産から山口地方裁判所あて調停申立書(相手方:宇部市、調停の趣旨:相手方は申立人に対して、金4億4504万8070円及びこれに対する平成29年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うことを求める)が提出され、令和4年7月14日、調停が成立(相手方(宇部市)は申立人(宇部興産)に対し、本件解決金として2億6849万2915円の支払義務があることを認める。)した。

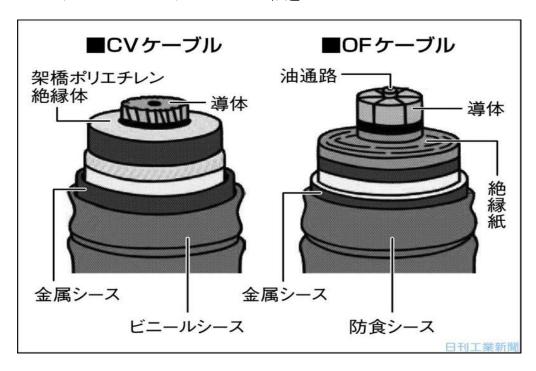
本件事件の責任は、宇部市の責任が大部分であり、過失割合は、宇部興産 10%:宇部市及び利害関係人ら90%とされた。

なお、宇部興産が主張する4億4504万8070円は、復旧工事費用(2億9960万8070円)及び操業影響額(1億4544万円)から成るものであり、最終的な解決金2億6849万2915円は、調停委員会の意見により次のように算出された。

(4億4504万8070円-128万2608円(※1)-1億4544万円(※2)) ×90%=2億6849万2915円

- ※1 本件事故前と復旧工事後を比較して、簿価としては無価値のOFケーブルから、新規のCVケーブルとなっていることから、新規のCVケーブル400m分の価値に相当するものと考えられる128万2608円については、損害から控除するのが相当と判断された。
- ※2 本件事故と相当因果関係が認められる額を特定することが困難である として、操業影響としての損害を加算しないこととされた。

※3 CVケーブルとOFケーブルとの相違について



※ 渡辺光太「送電ケーブル火災、電線メーカー各社"交換需要"の期待と不安」 (「ニュースイッチ」2016 年 10月21 日付・日刊工業新聞社)より

第4 市の公表内容と背景

1 市の公表内容

令和4年6月10日に招集された令和4年6月市議会定例会において、 宇部興産と調停を成立させることについて議案を提出し、同日に行われた 市長定例記者会見の際、記者からの本件事故に関する質問があった。

その後、議会の議決を受け、調停成立後の令和4年7月14日、次のとおり報道発表を行った。

平成29年6月、桃山中学校新体育館の工事中に発生したケーブル切断事故に伴い、UBE株式会社から本市を相手方として山口地方裁判所に申し立てのあった損害賠償請求調停申立事件について、本日、調停が成立しました。

このたびの調停成立により、今後、市と利害関係人である業者との費用負担の問題は残るものの、本市が、解決金として2億6,849万2,915円をUBE株式会社に支払うことで、事故発生以来、長年の懸案事項となっておりました賠償問題に一定の解決を図ることができます。

市民の皆様には、事故に伴う解決金の支払いにより、市財政に多大な負担を強いる結果となりましたことに対して、謹んでお詫び申し上げます。

本市としましては、このたびの事案を重く受け止め、今後、二度とこのような事態を招くことがないよう再発防止に取り組むとともに、職員が一丸となって市民に信頼される市政の推進に取り組んでまいります。

令和4年7月14日

宇部市長 篠 﨑 圭 二

2 公表に関連する背景

発生年月日	公表に関連する背景
平成 29 年 6 月 29 日	・火災、人身等への影響がなかった。
平成 29 年 6 月 30 日	・防災危機管理課、広報・シティセールス課へ報
	告

平成 29 年 7 月 6 日	・市顧問弁護士相談を経て、事故の発生が、様々 な要因が複合化して発生したものとの認識か ら、複数の要因の検証が始まる。
平成 29 年 7 月 7 日	・7月4日に流出が判明した絶縁油について、土
一个戏29年1月1日	
	壊汚染対策法の対象となる特定有害物質は含 ***********************************
	まれていなかったことを山口県宇部健康福祉
	センターに回答。
平成 29 年 7 月 21 日	・宇部興産から復旧費用等で約5億円の費用負
	担を求める文書を受ける。
平成 29 年 9 月 20 日	<副市長協議>
	・事故に伴う費用は、宇部興産が負担すべきこ
	と、今後は行政財産の使用を認めない方向で整
	理
平成 29 年 9 月 29 日	<市長協議>
	・児童生徒の安全性を第一に考え、行政財産の使
	用許可を判断していくこと。
	・賠償を金銭ではなく、移設場所の用地の提供に
	代えるなどの選択肢検討。
	訴訟をできるだけ回避するように対応するこ
	ی د
平成 29 年 11 月 9 日	・宇部興産から書面連絡(復旧工事費約2億92
	00万円、操業損失約1億5000万円負担要
	求)を受ける。
平成 29 年 11 月 27 日	・宇部興産から復電した旨の報告を受ける。
平成 29 年 12 月 27 日	・宇部興産常務執行役員が副市長と面会。書面
	(復旧工事費約4億4500万円負担要求)を
	受ける。
平成 30 年 3 月 13 日	・市長協議により、1年間の条件付きで高圧ケー
	ブルの行政財産使用許可を継続する。
平成 30 年 3 月 22 日	・市議会議長へ事故の経緯、宇部興産との協議状
	況、行政財産使用許可の継続について報告。
平成 30 年 4 月 10 日	・宇部興産が来庁。今後の交渉は第三者を立てて
1,794 00 1 274 20 1.	行うこと、6月の株主総会で事故について説明
	するかどうか検討していることの報告を受け
	5 3 m と 7 m 限 m し く v る こ と 5 m m u と 文 i v a c と s m u と 文 i v a c と s m u と 文 i v a c と s m u と 文 i v a c と s
平成 30 年 4 月 20 日	<今後の対応方針について市顧問弁護士相談>
	・双方とも責任がないことを主張しており、今
	後、第三者を立てて交渉を進めても、和解によ
	仮、邪二年で単して父伊を歴めても、仲酔によ

	る解決は難しい。	
平成 30 年 6 月 18 日	<今後の対応方針について市顧問弁護士相談>	
	・双方の弁護士同士が協議しても、議会や市民に	
	説明できるような客観的な妥協点を見出すこ	
	とは難しい。	
	・訴訟を避けるのであれば、調停ということも考	
	えられる。	
平成 30 年 10 月 16 日	・市の代理人弁護士を選任	
これ以降、第三者(弁護士)を代理人として交渉を進めることとなる。		

第5 公表時期、内容、方法について検討

1 公表の方法

本件事故に係る情報を発信する際に、次の4つの手段が考えられる。

○情報提供

事故の影響が及ぶ可能性がある者が特定の地域住民に限られる場合、市職員等が個別に訪問し、又は町内会・自治会に回覧板等の依頼、ポスティングその他の方法で状況を説明する等の手段をいう。

〇市長等記者会見

市長等記者会見とは、報道機関に市の施策・事業等を発表し、取材を受けることをいい、市政に関する重要な発表の際に行うものをいう。

〇報道発表

報道発表とは、広く市民の方に知らせることを目的として、報道機関に 向けて情報を発表することをいう。

〇窓口対応

対面又は電話その他の方法で個別に問い合わせがあった場合に、市役 所及び支所に既設又は臨時に設置するカウンター等で市職員が対応す ることをいう。

2 時期ごとの検討

第2の1の方針を踏まえ、検討を要すると考えられる時期を抽出し、調査 審議を行った。

(1)事故発生時から流出した絶縁油の影響がないと判明した時期(平成29 年6月29日~平成29年7月7日・主として危機管理の段階)

想定公表項目	内容等		
1. 事故概要	・日時、場所、原	京因 (工事内容、事故対象物)、応急処	
	置 (市としての対応)		
	・火災、人身事故なし		
2. 市民への影響	・火災、人身事故はないと判明していた。		
	・絶縁油が約540L流出したが、市民への影響はな		
	いと思われる	(絶縁油については、この時点では、	
	土壌汚染対策法の適用は受けないものと認識)。		
3. 財政負担	不明		
調査項目		判定	
〔1〕宇部市情報公開条例の趣旨に		・公表できていない。	
沿った積極的な公表が行われて			
いたか。			

- [2]①宇部市危機管理指針(工事施工中の事故対応マニュアル(営繕課)を含む。)に沿った対応がとれていたか。
- ・指針1頁において、「市管理施設で の事件、事故」の対象と判断でき る。
- ・指針2頁において、「応急対策」の 局面にあると考えられるが、具体 的対策として記載がある「迅速な 住民、マスコミ対応」ができていな い。
- [2]②宇部市危機管理指針(工事施工中の事故対応マニュアル(営 繕課)を含む。)の規定内容に問 題がなかったか。
- ・具体的基準がなく、この時点で「何 を」、「どのような手段」で発表すべ きか判断できない。

評価

第一に、事故発生時点(平成29年6月29日)で公表するとした場合、 公表する「内容」としては、

- ① 本件事故の日時・場所・原因 (工事内容・事故対象物)
- ② 応急処置(市としての対応)
- ③ 火災及び人身事故の有無

等が想定され、その「方法」としては、事故発生直後であり早急に対応できる範囲で実効的な情報の公表が求められることに鑑みると、本件事故によって直接影響を受ける可能性があり事故を目の当たりにして不安感を抱く可能性の高い近隣市民や本件事故現場である学校施設の管理者等への直接の「情報提供」が適当だと思われる。

もっとも、影響等も含め、全体の状況を把握するために時間を要すると推察されるため、状況が分かり次第段階的に追加の公表をする方法が適当である。そのため、なるべく事故当日に可能な範囲で情報提供を行うのが最適ではあるものの、本件のように絶縁油の流出も判明したような場合においては、不正確な情報の公表を回避すべくやむを得ずに公表時期を遅らせることもありうる。しかし、この場合でも、事故が発生し当該事故への応急対策が完了してから概ね一週間以内に公表すべきである。

第二に、絶縁油の流出及び市民への影響のないことが確認された時点(平成29年7月7日)で公表するとした場合、公表する「内容」としては、上述の内容に加え、

- 絶縁油540Lが流出したこと。
- ② それによる市民への影響はないこと。
- ③ 市としての対応

が想定され、その「方法」としては、緊急に近隣市民等の不安を払拭する必要のある事件当日と比較すると早急な対応よりも確実な情報の公表が求め

られることから、絶縁油流出による影響を把握した上で、絶縁油の流出によって直接ないし間接に影響を受ける可能性のある市民や本件事故現場である学校施設関係者等への「情報提供」が適当だと思われる。

近隣市民等に情報提供をした後は、情報を公表することの趣旨は市民の安全確保よりも、正確な情報の公表による市民からの信頼を確保するとともに市民の知る権利に資することで民主主義を実効的なものとすることにある点を考慮すべきである。そこで、既に近隣住民等に直接情報提供した後には、公表の「方法」は個別具体的な情報の公表ではなく、広く市民一般に情報の公表が可能な「市長等記者会見」又は「報道発表」が適当だと思われる。

(2) 宇部市及び宇部興産で、主として事故の原因究明や復旧工事について協議していた時期(平成29年7月8日~)

想定公表項目	内容等	
1. 事故概要	・日時、場所、原因(工事内容、事故対象物)、応急処	
	置 (市としての対応)	
	・火災、人身事故なし	
	・宇部興産の工場で一時、電力供給止まる。	
	・絶縁油が約5	4 0 L流出
2. 市民への影響	・火災、人身事故はないと判明していた。	
	・絶縁油が約5	40 L流出したが、市民への影響はな
	いと思われる	(絶縁油については、この時点では、
	土壤汚染対策	法の適用は受けないものと認識)。
	・財政支出があ	る点で間接的には影響あり
3. 財政負担	・復旧費用(約5	5億円)を宇部市に負担してほしい旨、
	書面連絡あり	(平成29年7月21日)
調査項目		判定
[1] 宇部市情報公開条例の趣旨に		・公表できていない。
沿った積極的な公表が行われて		
いたか。		
〔2〕①宇部市危機管	管理指針(工事施	・指針1頁において、「市管理施設で
工中の事故対応マニュアル(営		の事件、事故」の対象と判断でき
繕課)を含む。)に沿った対応が		る。
とれていたか。		・指針2頁において、「応急対策」の
		局面にあると考えられるが、具体
		的対策として記載がある「迅速な
		住民、マスコミ対応」ができていな
		い。

- [2]②宇部市危機管理指針(工事施工中の事故対応マニュアル(営繕課)を含む。)の規定内容に問題がなかったか。
- ・具体的基準がなく、この時点で「何 を」、「どのような手段」で発表すべ きか判断できない。

評価

この時点で公表する「内容」としては、

- ① (既発表の場合であっても) 日時・場所・原因等、本件事故の簡潔な 概要
- ② 宇部興産の工場で一時的に電力供給が止ったこと。
- ③ 市としては、原因究明等、市顧問弁護士と相談しながら対応していること。
- ④ 宇部興産から復旧費用の負担を要求されていること。

等が想定される。

また、「方法」としては、この時点では(多額の)財政支出の可能性が生じており、財政は地方自治における民主主義の中核たる全市民にとっての関心事であるととともに、予算承認権のある市議会にとっての関心事であることから、両者の適切な判断を可能ならしめるため、広く情報を公表できる「市長等記者会見」や「報道発表」を行うとともに、市議会にも別途何らかの形で情報を入れておくことが適当だと思われる。

もっとも、この段階では、復旧費用の負担については、協議も緒に就いた ばかりで時間を要すると推察されるだけでなく、以後の協議の過程で、双 方の主張等の状況が変化する可能性も高い。そのため、状況が分かり次第、 段階的に追加の公表をする方法が適当である。

なお、情報公開条例の趣旨に鑑みて、公表するに当たっては宇部興産やその他の利害関係者に対する不利益を生じさせないよう、十分に留意すべきである。

(3) 宇部市及び宇部興産で、主として宇部興産からの損害賠償請求(復旧費用の負担要求)について協議していた時期(平成29年12月27日~)

想定公表項目	内容等
1. 事故概要	・日時、場所、原因(工事内容、事故対象物)、応急処
	置(市としての対応)
	・火災、人身事故なし
	・宇部興産の工場で一時、電力供給止まる。
	・絶縁油が約540L流出
2. 市民への影響	・火災、人身事故はないと判明していた。
	・絶縁油が約540L流出したが、市民への影響はな

	いと思われる	(絶縁油については、この時点では、
	土壤汚染対策	法の適用は受けないものと認識)。
	・財政支出があ	る点で間接的には影響あり
3. 財政負担	• 復旧費用(約	4億5000万円)を宇部市に負担し
	てほしい旨、	書面連絡あり(平成29年12月27
	日)	
	・復旧費用(4億4504万8070円)を宇部市に	
	負担してほし	い旨、調停申立てあり(令和元年11
	月1日)	
調査項		判定

調査項目	判定
〔1〕宇部市情報公開条例の趣旨に	・公表できていない。
沿った積極的な公表が行われて	
いたか。	
[2]①宇部市危機管理指針(工事施	・指針1頁において、「市管理施設で
工中の事故対応マニュアル(営	の事件、事故」の対象と判断でき
繕課)を含む。)に沿った対応が	る。
とれていたか。	・指針2頁において、「応急対策」の
	局面にあると考えられるが、具体
	的対策として記載がある「迅速な
	住民、マスコミ対応」ができていな
	٧٠°
[2]②宇部市危機管理指針(工事施	・具体的基準がなく、この時点で「何
工中の事故対応マニュアル(営	を」、「どのような手段」で発表すべ
繕課)を含む。)の規定内容に問	きか判断できない。

評価

- 第一に、調停申立てがなされる前の時点で公表する「内容」としては、
- ① ((2) の時点で既発表であっても) 日時・場所・原因等、本件事故の 簡潔な概要
- ② 宇部興産の工場で一時的に電力供給が止ったこと。
- ③ 宇部興産による復旧工事が完了し、損害賠償請求(復旧費用の負担要求)がされており、協議が本格化していること。
- ④ 市顧問弁護士と相談しながら対応していること。

等が想定される。

題がなかったか。

第二に、調停申立てがなされた時点(令和元年11月1日)以降は、上述の内容のほか、

① 双方ともに代理人弁護士同士で協議を進めたが、議論が平行線であったこと。

② 宇部興産から調停申立てがなされたこと。 等が想定される。

第三に、それ以降については、調停の状況について公表することが想定される。

他方、「方法」としては、いずれの時点でも、(2)と同様に全市民及び市議会それぞれの適切な判断を可能ならしめるため、広く情報を公表できる「市長等記者会見」や「報道発表」を行うとともに、市議会にも別途何らかの形で情報を入れておくことが適当だと思われる。

もっとも、宇部興産からの損害賠償請求について協議をしている段階では、以後の協議の過程で、双方の主張等の状況が変化する可能性がある。そのためその段階では、状況が分かり次第段階的に追加の公表をする方法が適当であり、かつ具体的な請求額や訴訟等の可能性については言及する必要はない。また、宇部興産から調停申立ての時点以降は、状況が分かり次第、調停の状況についても段階的に追加の公表をする方法が適当であり、宇部興産の請求内容も含めて公開することも考えらえる。

もっとも、情報公開条例の趣旨に鑑みて、公表するに当たっては宇部興産 やその他の利害関係者に対する不利益を生じさせないよう十分に留意すべ きである。

3 小括

(1) 宇部市情報公開条例の視点

第2の1(1)の方針に基づいて、宇部市情報公開条例の趣旨に沿った 積極的な公表が行われたかどうかという視点に立って調査審議を行った。 平成29年6月29日に事故が発生してから、最終的に公表を行ったの は、約5年後の令和4年7月14日、報道発表によるものであった。

本委員会で審議を行った結果、事故に係る全体概要を把握・整理するために要する期間は長くとも半年以内であろうという見解から、積極的に公表していく条例の趣旨からすると、事故発生から約5年間公表しなかったという結果について、条例の趣旨に沿った対応であったとは言えないことは言うまでもない。

なお、事故が発生すれば、責任の所在を明確にする必要があるため、協議・交渉の過程において、調停、訴訟に発展することは想定しなければならないし、本件事故においても早い段階でその可能性を認識していたことがうかがえる。そうすると、宇部市情報公開条例第7条第6号の規定もあるので、近い将来のうちに積極的に情報を公表しづらくなる段階に入り、結論が出るまでは公表できないという判断の下、本件事故のように何年も経ってから発生当初に溯って事故の概要を説明しなければならない状況に陥る。

したがって、本件事故におけるような場合には、積極的な公表を進める 立場を原則としつつも、事態の把握に時間を要すると推察できるときには、 事故が発生してから一週間程度でまずは第一報を公表しておき、その後は 分かりしだい随時公表していくという公表形態が望ましかったと考える。

宇部市情報公開条例(平成十二年条例第三号)より抜粋

(公文書の公開義務)

第七条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書 に次の各号のいずれかに該当する情報 (以下「非公開情報」という。) が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開 しなければならない。

一~五. 略

六 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、試験、契約 (入札を含む。)、**争訟**、交渉、人事その他の事務事業に関する情報 であって、公にすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事 務事業の目的が損なわれるおそれ又は当該事務事業の円滑かつ適 正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 宇部市危機管理指針の視点

第2の1(2)の方針に基づいて、宇部市危機管理指針に沿った対応が とれていたか、又は本指針の規定内容に問題がなかったかという視点に立 って調査審議を行った。

結論は、令和4年9月定例会における篠崎市長の次の発言が言い表していると言える。

「一方で、当時の書類を改めて見させていただきまして、5つほど大きな理由があります。そこに私は疑義を感じました。

まず、今回の事案が学校内の事故であるということ。絶縁油が漏れ、これはオイルが漏れておりますので、保健所等に環境への影響を調査してもらわなければいけないということで、保健所にも相談しておる事案でありまして、もしかしたらこの絶縁油が外に漏れていたというリスクがあったということ。そして、体育館の工期が延びていること。当時から、その被害額が多大な額に上ることが分かっていたこと。また、その後に行われるであろう交渉であるとか調停であるとか、そういうものにもいろいろと弁護士費用等予算がかかることなど、5つの理由があって、これらの理由が果たして市民に影響がないと判断できるのかといったら、現在の執行部の判断では、これらは市民に大きな影響があるというふうに捉えると思いま

す。」

この発言が、前執行部も現在の執行部もこの危機管理指針を判断基準に おいていた、又はおいているという前提に立つならば、本指針の内容が、 見る者によって判断が分かれてしまうものになっているということを示 していると言える。

これは、第5の2でも明らかになったように、当該指針には、その時々によって「何を」、「どのような手段」で発表すべきかといった具体的な基準がなく、この指針をもって具体的に判断することが困難であることは明白である。

ただし、情報公開制度の根幹は「原則公開」にあるので、仮に形式的に不開示に当たるとしても、公開を求められ、又は公開しようとする情報を精選して公開・公表すべきことは言うまでもない。

また、本件事故のように、事故発生直後に「一般市民に影響がないため、 記者発表は行わない」と判断されたものの、時の経過とともに、公表を要 すると考えられる事象が判明し、又は発生することも想定される。そうす ると、公表に係る判断は、状況の変化によって当然に変化し得ることも明 示されているべきであった。

第6 結論

以上のことから、「公表時期」、「内容」、「方法」については、事故が発生してから応急対策が完了した概ね一週間以内に、第一報として、その時点で把握できている内容をベースに記者発表を行い、その後は、第一報の際に不明であった事項について判明次第、随時段階的に報道発表という形で公表していくことが望ましかったと考える。

この点は、責任の所在と過失割合(責任論)、損害の範囲とその額の算定(損害論)の段階、すなわち双方の代理人弁護士も入って協議する段階にも当てはまる。責任論と損害論は深く関係している上、本件事故にはケーブル切断の過失以外にもケーブル埋設時の事情に不詳の部分が多く、埋設位置と管理責任等を論ずる上で困難があった。また、事故のあったケーブルが古く、単なる取替えでは済まなかったこと、法定減価償却期間と現実の耐用年数との間に著しい懸隔があって、損害額の確定等にも困難があったことは事実である。そのため、調停申立てに至るまでの間において、情報を公表すべき段階を明確に区切ることは困難であるとも思われる。

しかし、両者ともに今後も円満な関係を強く望んでいることがうかがわれる以上、十分な納得の上に、段階を区切って公表する努力を行うべきであった。本件事故の場合、平成29年12月末から翌30年3月末までにはその責任及び過失の割合並びに損害の範囲及び規模について、双方の主張がはっきりしてきていた。この段階で本件事故の概略と協議の状況を市は公表すべきであったと思料する。

具体的な解決方法を模索する段階においても同様に、解決に向けた協議の動向について中間的なまとめや今後の見通し等を適切に公表する手続について、担当者が異動しても、あるいは事態の性質を異とする場合であっても応用可能な方策も必要である。

さらに、公表にあたっても、事故に関わり合いを持つ人々を具体的に想定して、いくつかのグループに分け、それぞれに最もふさわしい方法で事故の状況を公表すべきであった。

本答申の「第5 公表時期、内容、方法について検討」、「1 公表の方法」に概説したとおり、公表方法には「情報提供」、「市長等記者会見」、「報道発表」、「窓口対応」が考えられるが、事故に関わり合いをもつ人のグループにどの公表方法が最もふさわしいか、事案ごとに異なることも予想される。

特に、事故発生から仮復旧くらいまでの間、市民の関心も相応に高いと思われる期間において機能すべき「危機管理指針」は必ずしも具体的な記述を持たず、当該部局は判断に困ったことがうかがわれるので、より詳細かつ具体的に適用が容易なマニュアルの整備を含めた見直しが必要である。

また、前述のとおり、当該指針は各部局が作成する個別マニュアルと対をなす構成になっているが、本件のように通常想定されない事故に係る個別マニュアルは、得てして作成されていないものである。そうすると、公表に係る、より具体的な判断基準が宇部市危機管理指針に示されていなければ適切な対応は期待できない。その一方で「指針」や「マニュアル」の細分化は、かえって緊急時の実用に耐えないことも懸念される。

明確性と柔軟性とを両立させて「指針」や「マニュアル」を具体化すること はなるほど困難ではあるが、これらを十分考慮して両者を改正することが必要 であると考える。もちろん、公表に係る内容であるため、広報担当部局におけ る公表マニュアルを整備することにより対応することも可能である。

第7 再発防止のために~宇部市への提言~

地方自治の本旨の一つは住民自治であり、それは民主主義の地方自治体における発露ともいえる。そして、地方自治体における民主主義が実効的に機能するためには、市民(住民)が自治体の諸活動についての正確な情報を摂取することが必要である。そのため、自治体は市民が情報を摂取できる環境を整備するよう努めなければならない。これによって、市は十分な説明責任を果たすことができるのであって、市民からの信用と信任を基盤とする市政が可能となるのである。それは情報公開条例の趣旨とするところでもある。確かに宇部市情報公開条例の体裁は、市民からの能動的な申請に対する情報提供を定めたものであるが、同条例の前文では、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすことをも理念としているのは、そうした趣旨に他ならない。しかしながら、本件事故は約5年間も情報が十分に公表されていなかったのであり、今後も情報提供に関する消極的な運用がなされる可能性を否定できない。

また、市民らに直接の影響を生じさせる事故や事件等の災害に関する迅速かつ正確な情報提供は、市民らの生命・身体・財産に対する被害の拡大を防ぎ、市民らの不安ないし混乱を緩和するために必要不可欠である。このような情報提供は、市民生活の安全確保という地方自治体に最低限期待される役割に属するものである。確かに、市は本件事故自体に対しては迅速かつ適切に対応し、結果的には人身への影響はなかった。しかし、情報提供による市民の不安の除去という点では、本件事故の直接の影響を受けるであろう近隣市民に対する十分な情報提供があったと判断することはできず、その点では市の対応は十分なものではなかった。

以上のように、本件事故において、住民自治の観点から求められる情報提供及び市民生活の安全確保という観点から求められる情報提供のいずれについても、市の対応は不十分だったと言わざるを得ない。この一因としては、明確なガイドラインがなく、情報公表の体制が十分に整備されていなかったことが考えられる。確かに、宇部市危機管理指針等はあったものの、その内容は具体性を欠いていたため十分に機能していなかったことがうかがわれる。また、当該指針は、事故発生に付随する法的紛争については特段の対応が書かれていない。ガイドライン等の設定は、特に迅速な判断が求められる緊急時において役立つものであり、そのためには想定される場面及びそれに対する対応を相応の具体性を以て予め定めておくべきである。したがって、市においても、事件・事故のみならずそれに付随する法的紛争等様々なケースを想定し、具体的な基準・公表内容・公表方法を定めたガイドラインを作成し、自発的な情報提供の体制を整えておくべきであろう。

一例を紹介する。一つ目は、東京都足立区が公表している「事件・事故の公

表基準」である。これは、報道機関等への公表を行う上での判断基準として定められているものであり、事件・事故の種類ごとに、どのような場合であれば公表するという基準を示している。

二つ目は、千葉県浦安市が公表している「報道機関への情報提供(パブリシティ)の手引き」である。これは、パブリシティ(報道機関に対して積極的に行政情報を提供し、また、取材に応じることによりそれぞれの媒体でニュースや記事として報道してもらうよう働きかけ、市民に情報を伝えていく広報活動)による広報の事務処理手順等を具体的に示し、市の業務等で発生した事件、事故の公表に関する事務処理手順において、「報告基準」を定めるとともに、「非公表とする情報の例示」も定めている。

本件事故においても、市にこのような判断基準が存在していたならば、又は 既存の宇部市危機管理指針に具体的な判断基準が定められていたならば、適切 な公表時期を失することはなかったものと推察する。また、このような判断基 準設定の問題のほか、本件の場合には、広報広聴課と防災危機管理課(いずれ も現在の組織名称)との連携がうまく機能していなかったことも、適切な公表 時期を失した一因と考えられる。

今後は、本件事故の公表事務に対し受けた批判等を教訓にし、市民目線に徹 しながら積極的に公表するという認識のもと、より具体的な基準及び公表体制 を整備する必要があると考える。

なお念のため、本件ケーブル敷設当時の公文書が、保存期間満了により廃棄されていたため、事故直後の状況把握に時間を要したばかりか、最終的な解決にも時間を要したことが本件調停とこれらを承けた本調査でも明らかになった。情報公開制度は公文書管理制度と表裏一体であり、双方相まって市政と市民に未来への道標が示されることになる。しかるに宇部市では、市ホームページで「公文書目録」が公開されているが、はたして十分と言えるかどうか。

山口県においては、令和5年2月県議会定例会で「山口県公文書等管理条例」 が可決・成立し、条例化を行われた。宇部市においても市内外の先行する事例 も参照しながら、制度の中長期的な整備・充実を図ることが必要であろうこと を付言しておく。